

平成30年度事業計画書

公益社団法人 JAPAN of ASIA

平成30年度事業計画

はじめに

公益社団法人 JAPAN of ASIA（以下「当法人」）も公益法人としての活動も2年目が過ぎ、アジア各国と人材を通じての相互理解を進めるべく、事業計画に基づき活動を進めてまいりました。平成29年度の事業を進めて行く中で、人的交流による相互理解の重要性を再認識し、異文化交流を重ねる事で新たな可能性を感じる事ができました。当法人が趣をおく「人材を通じての相互理解」の理念の基、アジア各国に足を運び、現地の行政機関や企業、学生等と幅広く交流を深めてまいりました。同様に、日本国内においても国際交流イベントへの参加をはじめ、地域活動を通じて異文化交流を含める取組を進めてまいりました。また、当法人としても関係が深い外国人技能実習制度にも、法律が施行された事により、実習環境の変化が進んでおります。我が国における、社会環境や経済状況も不透明な様相ではありますが、経済指数の上昇により景気が改善されていると報じられております。しかし人材不足や後継者不足など、多くの課題を抱えております。また、我が国を取り巻く外交においても、中国を含めたアジア各国内の急激な経済発展により、社会環境や生活環境の変化が進んでおります。特に経済発展がめざましい諸外国では、我が国が経済大国になるべく歩んできた、経済的なスクラップ&ビルドが進み、各種インフラが整備され、起業や海外からの進出により、都市に活気があふれております。また、インターネットの普及による情報伝達の高速化により、日本を含めた世界各国の企業が、新興国での生産拠点作りを国外に求めてアジア各国に進出しております。特に日本企業の小売業やサービス業の進出については、接客対応や製品管理技術などのサービス指導教育に、とても定評があり、積極的な現地雇用することも併せて、多くの国で歓迎されております。日本企業の進出を通して日本への好感度が向上する事は、とても喜ばしく当法人としても、協力できることがあれば積極的な協力をして行く所存です。また、アジアの国々において外国企業が進出する事で、自国の経済発展につながり、国民生活が向上いたします。当法人でもベトナムを含めた国々の著しい経済成長を感じており、うれしく感じております。しかし、アジア各国すべての地域で、経済発展が進んでいるわけではありません。そして急激な経済発展に伴い、様々な社会問題も発生しております。当法人と関係が深いベトナムにおいては、高層建築物の増加や新規ホテルの開業などを含め、多くの企業進出が目立ち、活気あふれる街づくりが進んでおります。その反面、渋滞による排気ガスによる大気汚染や排水による水質汚染などの環境汚染や、交通事故の増加と犯罪の増加、また貧富の差も激しくなると、当法人の関連団体や関係者からの報告が寄せられております。その為、経済的な恩恵が薄い農村地域の若者は、国外での出稼ぎ労働を希望する傾向しているとの報告を受けております。その出稼ぎ先として日本に人気が集まっております。しかし我が国では、原則として単純労働による入国・在留を認めていないため、外国人技能実習制度（以下「実習制度」）や留学で訪日し、スキルアップを兼ねて働く機会を探す方が多くい

ると、現地の送り出し機関関係者や現地協力者から報告を受けております。しかし一部の送り出し機関では、実習制度についての説明不足や教育不足により、実習制度を正しく理解せず、単純労働と思い訪日する方もおり、結果としてトラブルに繋がる事例の報告を受けております。そこで当法人としては、実習制度を正しく理解してもらうべく、送り出し機関や訪日希望者へ実習制度への理解度を上げる活動も、進める必要があると考えております。同時に、来日する実習制度利用者や留学生の多くが、本国で多額の借金をして来日している話を聞き、返済に苦慮している話も多く聞きました。場合によっては返済困難になり、日本国内での犯罪に手を染めるケースや、実習先からの失踪も報告を受けております。また、帰国後も借金の返済に苦しんでいる話を伺いました。実習制度や留学のトラブルを未然に防ぐ対策を、講じるべきだと当法人では考えており、お金を借りて日本に来る事のリスクや、技能実習とはなにか、留学生のアルバイト時間制限など、様々な制約についても正しく認識し、理解を深めてもらえるよう、現地の学校や送り出し機関と連携し、正しい知識の啓発活動に今後取組んでゆく必要があると、考えております。同時に在留する外国人が日本での生活に困らない様な相談支援や、帰国後も我が国で学んだスキルを活用できる、支援体制を整え活動の幅を広げて取組んでいきたいと思っております。

計画について

当法人と関連が深い実習制度も、昨年11月1日より外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」）が施行されました。この事により、監理団体や送り出し機関、なにより当事者である外国人技能実習生（以下、「実習生」）を取り巻く環境が大きく改善された事はとても喜ばしく思っております。「外国人技能実習機構（以下「実習機構」）が平成29年に設立された事もあわせ、技能実習法に基づく新たな外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施、技能実習生の保護が明確にされました。さらに監理団体の許可制になった事により、違反する団体が減少すると思われる。また、技能実習計画の認定制等が新導入された事により、優良な監理団体・実習実施者に対しては、実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大などのメリットがある事から、実習生への細やかな監理も期待されます。当法人としても実習制度をとりまく環境が改善されるべく、協力・支援を進めます。また、本年より実習制度による介護事業受入れが始まります。今後、ものづくりや介護による実習生の増加が見込まれる事と技能実習法の施行を受けて、当法人では、5カ年計画を策定し、「事業内容の強化」「運営のスリム化」を主幹とした、効果的な計画の実行を致します。5カ年の間に新たに大型の講習センターの開設と、国内・海外での実習生支援施設の開設を目標に掲げ、活動を強化して行きます。また、現在活用している四街道講習センター（以下「当講習センター」）が老朽化しており、早急に講習環境を改善する必要があります。しかし、賃貸である講習センターでは改修にも限界があることから、新規講習センターを開設する必要があります。役員やスタッフの統一見解として、新設をするからには、技能実習法で定める「一人当たり4.5㎡」

以上のスペース確保と、個々のスキル合わせた講習が受けられる複数教室の確保など、実習生の講習環境を良くしたいと考えております。また、公益団体である当法人が、技能実習法下で認定された監理団体や、各国の送り出し機関から、手本となれる様な当講習センターの設立とあわせて、実習生を支援できる相談体制を整備して行きたいと考えております。また公益法人として、透明な経営体制の構築と、健全な財務体系を目標に取り組めます。当法人では、平成30年度を5カ年計画の元年度とし、1年目を現在の当講習センター施設内の改修を含めた「講習環境の改善」、「介護の講習センター開設」、2年目に日本語講師のスキルアップと送り出し機関等の日本語講師との連携を含めた「日本語講師の強化」、「新規講習センター候補地の選定」「在留実習生に向けた相談支援業務の準備」、3年目に「新規講習センターの開設準備」、「在留実習生向け相談支援業務の実施」4年目を「新規講習センターの開設」の目標年度と定め「在留実習生向け日本語教室の開設準備」「実習生の帰国後の相談支援体制の準備」5年目を集大成として「在留実習生向けの日本語教室の開設」「帰国後の相談支援業務の実施」を実施する予定でおります。新規講習センターの設置は、不動産の賃貸もしくは買上げ、等の問題、地域住民との関係もあることから、計画が前後する事を想定しておりますが、5年後の平成35年までの新規開設を目指して、取り組んで参ります。また、候補地として業務の利便性を配慮し、成田国際空港近郊の開設を予定しており、皆様に必要とされ、実習制度における講習センターの手本となれる設備と講習内容の充足を目指して実施し計画を実施いたします。また、今後の実習制度における介護職の増加を見据えて、施設規模や施設の規模を検討してまいります。

当法人の公益事業である当講習センターにはアジア各国から多くの実習生が訪れ、1ヵ月間日本語を含めた日本での生活に必要な文化やマナーについて講義実施しております。当法人では、実習生が安心して実習ができるよう「講習センターの機能強化」を進めております。多くの実習生にとって初めての日本であり、異文化へ触れる入口なる当講習センターでは、実習生が日本での実習中に困る事が無いよう、実生活において必要となると想定される事案を考え、講習内容で理解しやすく噛み砕き、学べるように努力をしております。特に生活に必要な、日本でのマナーやルールは基より、実習制度における基本的な決まり事と、法令について重点を置き、講習を法律の専門家である弁護士に依頼して実施しております。さらに、日本語講師による日本語講習では、赴任先である企業や団体が求める、安全に関する用語を学べる様に工夫とするなどの取組を進めております。また、地域生活での我が国の文化を理解してもらおうべく、異文化交流を含め、地域ボランティア団体による交流会を定期的開催しており、積極的な文化交流事業を実施し、好評を得ております。これらの取組を含めて、当法人の理念に賛同いただき、組合や企業、団体の多くの皆様に当講習センターを利用いただきました。平成29年度は、利用者数約1200名が当講習センターを利用いただきました。出身国は、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」）909名、中華人民共和国（以下「中国」）101名、インドネシア共和国（以

下「インドネシア」) 4名、カンボジア王国(以下「カンボジア」) 10名、フィリピン共和国(以下「フィリピン」) 44名、タイ王国(以下「タイ」) 18名、バングラデシュ人民共和国(以下「バングラデシュ」) 5名と、ミャンマー連邦共和国(以下「ミャンマー」) 7名、モンゴル国(以下「モンゴル」) 78名の9カ国からの実習生を受入れられた事は、当法人としても信用を得られた喜びであり、自信となりました。平成29年度に多くの国々の実習生が利用された背景の一つに、実習法の制定があったと、当法人では考えております。また、今後は、介護職での実習生が増加する事が見込まれると、推察しております。また、実習生の増加に伴う、トラブルも増加すると考えております。当法人としても、昨年より継続されている「外国人技能実習制度における実態調査」の中で、トラブル防止と改善策を含め、実習制度への理解の啓発活動とあわせ、異文化に対する理解の啓発活動を強化する必要があると考えております。実態調査を進めていく中でも、実習生を含め留学生等が、地域とのトラブルを起こし、対応策を含めた相談を受ける事が多くなりました。近年、我が国で生活をする外国人が急増した事ありますが、外国人滞在者が日本の文化や風習を正しく理解せず、問題となる事が多くあります。同様の問題として、外国人滞在者と近隣住民とトラブルを起こす事案が増えていると、行政関係者からも話を伺っております。今後、行政機関への協力も視野に入れ活動を強化する事も検討しています。法務省によると、平成28年末現在の在留外国人数は238万2,822人と、過去最高を記録しており、在留資格も留学277,331人であり構成比の11.6%を占め、前年比で12.4%の増となっており、技能実習も228,588人が構成比の9.6%を占め、前年比率で18.7%の増となりました。あわせて、我が国を主力産業に成長した観光産業では、多くの訪日外国人観光客が訪れております。2017年12月現在で、28,690,000名の外国人観光客が訪日されておりますが、外国人観光客のマナー違反などの問題により「観光公害」と言われた、様々な課題がある事も事実です。経済効果やインバウンド効果を含め、マナー向上促す事も必要だと考えておりますが、受入れる側の我が国としても、異文化を正しく理解してもらう活動が必要だと感じております。人的交流に趣を置く当法人としても、継続している「国際交流事業の実施」を更に進め、国際的な相互理解の促進と、異文化への正しい理解の啓発に力を入れ、推進致します。

記

1 実習生の実態調査と研究の実施

当法人では増加する実習生が、我が国で安心して実習期間を過ごせるよう、当法人の関連する企業や団体、組合、送り出し機関と連携を取っております。特に監理団体との連携を密にしており、実習環境の確認に注意を払っております。平成29年12月現在では、当法人の関係する機関での大きなトラブルや問題は、確認されておられません。実習法の施行と、実習

機構による管理体制の強化による影響が大きいと、推察しております。外国人技能実習制度の法令が整った事による、監理団体の許可制、関係省行政機関の連携と、何よりも実習生への保護が盛り込まれた事と、罰則等が整備されました事はとても喜ばしい事だと感じております。また、責任の所在が明確になった事で、実習計画の作成実施等、働きながら学ぶ、実習環境の改善にもつながると考えております。法律の施行直後という事もあり、監理団体や受入れる企業では、準備や書類等で当法人への問合せもありました。また、当法人の職員が現地調査に出向いた先でも、実習環境に改善の動きを感じ取れる企業や団体が多くあったと報告されております。しかし、実習生が急増した事による影響と思える課題も、報告されました。実習先の企業や団体から、実習生の一部が、日本語を含めて勉強不足であると言う意見を多く聞きました。さらに、調査を進める中で、当法人に係わる実習制度とは異なりますが、企業から留学生アルバイトによる相談も数件寄せられました。「人材を通じての相互理解」の理念の基、留学生についても当法人として、何らかの支援をしても良いのではないかと言う意見もあり、今後の対応について検討をしてゆきます。また、増加する在留外国人への相談も増えております。実習生が社宅や社員寮で生活する場合は、日本のルールやマナーを教える事ができます。また、悩みや相談も社員の方々にも気軽にできる環境です。しかし、企業や団体によっては実習先の近隣にアパート等の借家で生活している実習生も多くおります。その為、日常生活上での文化の違いによる問題により、トラブルが多く発生していると調査結果を受けております。トラブルを未然に防ぐ上でも、当講習センターを利用する実習生に、調査により収集した各種トラブルを含めた情報を精査し、解決策を含めて当講習センターの講習に盛り込んでゆきます。昨年より検討している監理団体登録についても、実習法制定による動向を見定めたい言った背景もあり、職業紹介事業登録の申請手続きが遅れておりました。しかし事業を実施する上でも、監理団体登録が必要になると考えおり、平成30年度中の申請を実施する予定でおります。当法人が監理団体として、送り出し機関への意見具申をすることで、実習生を取り巻く環境が改善される事を望んでおります。実習生がより高い技術の習得と、日本での生活を通じて、帰国後に我が国と母国との懸け橋になってくれる事を望み、実習制度がより良い制度して発展できるよう、実態調査と研究を継続して実施いたします。

(1) 調査方法について

調査実施対象は当法人が関係する、受入れ企業、監理団体、送り出し機関、当講習センターを利用している実習生について、直接聞き取り方式による聞き込み調査を実施しました。本来であれば、当講習センターを利用した実習生、全員から話を聞きたかったのですが、人員等の問題もあり、年間を通じて不定期に調査を実施しました。調査の実施方法は、受入れ企業については、監理団体の実施している巡回業務に同行するケース、当法人と関係の深い受入れ企業については、当法人職員が伺い、実習生と担当者や責任者から話を聞きました。聞き取り内容については、前年度と同様「何か問題がありますか?」「悩

みがありますか?」「気になっていることはありますか?」の3つの質問を実施。違法行為や非人道的、非道徳な状況や環境の場合は、監理団体や関係機関に報告する事にしていきます。特に緊急性の高い状況の場合は、実習法に従い「実習機構」に通報する様にしております。本年度、送り出し機関については、実習生が急増しているベトナムと問い合わせがあったスリランカの2カ国に職員が赴き、現地での調査を実施いたしました。調査を実施するにあたり、特に注意したポイントは「他愛もない会話から問題を見つけ出す。」事でした。実習生の多くは、日本人からの質問に対して日本語で「大丈夫です。」と答えます。その為、調査の本質である実態の把握ができない事から、通訳スタッフを同行させ、形式的ではなく時間をかけても実のある調査を実施いたしました。送り出し機関を含めて母国で講習中の実習生が、実習制度について正しく理解するよう、実習制度の理解力向上にむけた協力を要請いたしました。また調査の精度を上げるべく、調査実施者についても、前年度調査を実施した職員や役員が本年度も実施しており、平成30年度も人員を変更せずに継続する予定でおります。平成29年の調査では、送り出し機関や、受入れ先企業、監理団体からの報告を含め、実習生からの意見では、大きな問題はありませんでした。ですが、受入れ先の企業からの要望として多かった意見として、実習生の日本語レベルのバラツキと、日本のルールやマナーの徹底教育を求める意見が、寄せられました。また実習生からは、母国語で対応してくれる相談窓口の設置を求める意見が、多く寄せられました。そこで、現状で対応できる策として監理団体へ、巡回回数増加と母国語対応の相談体制の整備をお願いしております。また、当法人としても在留実習生向けの相談対応ができる体制整備に向け、業務として実施検討をしております。また、送り出し機関の調査では、昨年の調査で報告が少なかった、実習生の「借金問題」報告件数が増加傾向にあり、今後、実習制度にとって大きな問題になると思われます。しかし、送り出し機関が設置されている国により、法令や金融事情等が異なっている事から、調査を含めて状況の把握には時間がかかると考えています。当法人としては、国籍を問わず実習を希望する方が利用しやすい環境を整備する事を目標に、より深い現地調査が必要だと考えており、引き続き現地調査を継続いたします。

(2) 調査結果の反映

前年度より、実態調査による課題について、講習内容へフィードバックをしてより現実的で効果的な講習実施に取り組んでまいりました。その中で課題となっているのが、インターネットによる情報習得問題があります。実習生のほとんどが、母国より携帯電話を持ち日本でも使用しております。家族と連絡を取る目的で使用しておりますが、インターネットから情報を収集する目的での使用も多くあります。調査の中で得た情報として、実習制度における失踪事件が多発する背景の一つに、インターネットによる在留外国人ネットワークの関係が判明してきました。「高額の給与がもらえる」「楽に働ける」と言った、誘惑や虚偽の情報が掲載されていると報告を受けており、間違った情報を鵜呑みにしな

い様、注意喚起をする必要があると考えております。当法人としても、送り出し機関へ正確な情報を教育の徹底と、在留実習生に虚偽の情報に惑わされない様、啓発活動を進め、監理団体や受入れ先企業へも注意喚起を進めます。特に当講習センターの講習の中では、重点講習内容として取り組んで行きます。また、当法人のHPや会報でも、悪質サイトへの注意喚起を進め、実態調査と研究を継続して実施いたします。

2 講習センターの機能強化の実施

前年度より、当講習センターでは機能強化の一つとして「講習内容の強化」を進めております。当講習センターを利用する実習生が、実習期間中に困らない様、日常生活でのマナーや日本語、日本の文化について講習期間中の講習だけではなく、生活を通じて体験し、学べる環境整備を進めております。また、講習の内容についても「実習生の調査と研究（以下、調査）」における調査結果を基に、日本語講師を含めたスタッフで協議し内容を精査し講習を実施しています。講習以外での学びの機能強化では、日常生活を通じて学べる環境の整備として、専門分野における専門職からの講習を実施、継続して取り組んでおります。受入れ企業の方から好評を得ており、実習生からも評価の高い「防火防災講習」、「交通安全講習」では、専門家の講師をお願いしております。「防火防災講習」は、当法人のスタッフで、元消防職員が消火器を使い、緊急対応を含めた指導を実施しております。専門職員が直接指導をする講習であり、実習期間中に有事に際しても、的確な行動が取れるように入念な講習を実施しております。また「交通安全講習」では、千葉県警四街道署のご協力を頂いております。警察官による交通安全指導と、日本国内における違法行為について、特に実習生に多い万引き等の軽犯罪の防止について、日常生活での注意を踏まえて指導を頂いております。また、入管法と労働基準法等の法令については、法的保護講習を弁護士に講習依頼をして実施しております。さらに、地域交流を含め、実習生に日本の文化について理解を深めてもらえるよう、地域のボランティア団体に協力を頂き、紙芝居や料理、折り紙など、日本文化を通じて相互理解を深めるオリエンテーションを実施しております。当講習センターでの滞在期間は1箇月と短いですが、実習生にとって初めての異国生活で異文化と触れる場所であるため、有意義な時間となる様、取り組んでおります。当法人の調査によるトラブルの要因として特に多かった課題が、「ゴミの分別」であった事から、講習センター内でのゴミ分別に注力して取り組んでおります。出身国によっては、ゴミ箱を活用する習慣のない実習生や、分別の意味が理解できない実習生も多く、講習で「ゴミについて」から教える場合もあります。ですが、地域で生活する以上はゴミの分別は必要であり、トラブルを防止する意味でも理解をしてもらえる様に、継続して取り組んで行きます。また、病気に対する対応について出身国により様々であり、病院に行かず我慢をする、適当な市販薬を飲んで済ませてしまう、など、国や地域により対応が異なっております。当講習センターでは、原則的に利用者に健康診断を実施しております。講習期間中に体調に不安がある実習生には、スタッフが病院に同

行して対応しています。また、市販薬の購入と服用方法についても、当法人の通訳職員が同行し、症状に合わせた薬の選択について薬剤師に相談して購入支援を実施しております。当法人では健康管理も実習における重要事項であると考えており、より実りある実習となる様、体調が悪い場合は受入れ企業の担当者や会社の方に、「どこが痛い」「気分が悪い」など、最低限の意思表示を的確に伝えられるよう、日本語講習に盛り込んでおります。また、日常生活を送る上で不可欠な、交通機関の利用方法や買い物のマナーも、体験できる機会を設け、少しでも経験できるよう配慮して、実施しております。しかし言葉の壁は大きく、疾病時などの際に、容態について細かく説明する事は大変難しい事です。電話による通訳でも限界があります。また、病院の利用方法についての講習は、検討をして行きたいと考えております。文化による違いに対応については、出身国によっても異なり、言葉が不自由なことでトラブルに発展する事が多くあります。当法人でも関係企業や団体に配布しております。不定期発行「JAPAN of ASIA レポート アジアプロジェクト（以下「アジプロ」）でも、異文化の相互理解を深める為の食事や風習の違いについて、理解を求めてもらえるように取り組んでおり、実習生にも日本文化を理解するように講習を進めております。多くの皆様のご指示や、ご支援を受けて当講習センターでは、地域文化における異文化交流の場として活用できるように、地域活動を含めて積極的に活動しております。前年度より実施している、当講習センター周辺の清掃活動や地域イベントへの参加を通じて、草の根的な活動ですが、国際交流を深められるきっかけになる事を望んでおります。また、相互理解が得られる事で、実習制度の啓発と理解が得られる様に、講習内容の強化と講習環境の改善に取り組んで行きます。また、新たな取り組みとして、昨年より受入れ企業や監理団体から「介護職」への対応について、多くの問い合わせあります。役員やスタッフと全体協議を進めた結果、当講習センターでの受け入れを実施する方向で準備をしております。キャパシティーや協力監理団体との協議により、少人数での実施を計画しております。また、当講習センターでの介護職への教育は、ものづくりの実習生と教育内容が異なることから、対応が難しいと判断しました。そこで当講習センター外での開設を考え、協力管理団体の意向も踏まえ、成田空港周辺での開設を検討しております。今後の社会情勢や実習制度の動向を踏まえても、介護職の受入れは必須となると思われ、当法人としても、今後の社会動向を見すえて実習生に必要となる、講習センターの活動を進めてゆきます。

(1) 講習センターの機能強化の実施

当講習センターでは、講習内容の強化を全面的に進めて、実習生が知っておいて良かったと思える実践的な講習を実施しております。講習内容も当法人の独自調査から得たニーズをフィードバックし、形式的な日本語も含めた実用的な講習を進めております。また、専門的な分野においては専門講師による講習を実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。今後のニーズとして社会的に人材不足が問題となっている、介護職については多くの監理団体や企業から問い合わせがあり、講習の実施要望が寄せられておりま

す。専門的な要素が多く、前衛的な取り組みとなる事も踏まえ、当法人としては少人数からの受入れ実施を致します。介護職の受入れについては、送り出し機関や監理団体との連携を密にしつつ、新たな取り組みとして実施いたします。また、設備的な機能強化として、四街道市の当講習センターが老朽化しており、賃借の関係から大幅な改修が難しいと判断しており、移設を視野に検討する必要があると考えております。実習法による、一人当たりの平米数を確保や、実習生の講習環境改善を考慮した上でも、移設が最良であると判断しております。本年度の介護職の動向を踏まえて慎重に検討いたします。

(2) 講習内容の充足

当講習センターでは、前年度より調査結果を基に講習の内容について、日本語講師やスタッフと協議して講習に組込んで実施しております。緊急性の高い内容や問題、注意喚起を含めて啓発した方が良い情報については、講習以外の時間を設けて随時実施しております。また、出身国や地域によって文化や風習が異なることから、習慣が無いと判断された実習生には、個別対応を含めて重点的に講習を実施しております。また、当講習センターには最多で9カ国の実習生が利用することから、ボランティア通訳スタッフや非常勤での通訳スタッフを配置し、講習内容の理解度を上げる取組を進めております。当講習センター内では、多人種によるトラブルはありませんが、ルールを学ぶといった集団生活を通じて、日本でのマナーやルールを体験してもらえる様に、講習センター内の共有スペースに、ゴミの分別方法や夜に騒がない等の注意喚起を含めた貼紙を掲示してあります。講習内容の理解度向上の為に、視覚的な効果を得られるようにプロジェクターを導入し、講習環境の強化を進めております。さらに、体験して学ぶという観点から、文化の違いを理解してもらう事を踏まえて、飲酒や喫煙についてもルールを設けております。出身国によっては、夜半に飲酒をして楽しむ風習がある所もありますが、当講習センター内での飲酒や喫煙については、時間を厳守してルールを順守するよう、指導をしております。結果として、実習生が安全に実習期間を過ごし、我が国での生活ができる様に今後も継続して取り組んでまいります。

(3) 連携の強化

当法人では、実習生が安心して実習期間を過ごすことができる様、監理団体や受入れ企業、送り出し機関との連携強化を進めております。実習制度の目的である、技能の習得が帰国後も活用できるよう、帰国後の支援体制整備も必要だと、当法人では考えております。技能実習制度は、昨年の実習法の制定や、介護職の追加などにより、今後ますます社会から関心が高まる予測されます。ですが、量の増加が質の低下とならない様、送り出し機関、監理団体、受入れ企業のそれぞれが、与えられた責務を果たし取り組む必要があります。むろん、当法人としても講習センターの機能強化と合わせて、実習生が安心して来日し安全に帰国できるよう、実習環境の整備推進、関係団体や企業への正確な情報の提供を進め

てまいります。前年度に実施できなかった、監理団体としての登録を本年度にする計画であります。

3 国際交流事業の実施

当法人の理念である「人材を通じての相互理解」に基づき、国と国、地域と地域、企業と企業、人と人がつながり、理解を深めてもらえるよう、関係各所の協力を得て事業を推進しております。実習制度を通じ、異国から日本を訪れた実習生が、日本での経験と知識を活用し、母国の発展に寄与してもらえる事が当法人の願いであり、目標です。そして、実習制度を通じて日本と諸外国の友好が深まるよう、実習制度の正しい運用を含めた実習環境の整備推進が、費用であると考えます。その上で外国人技能実習制度とは何か、どのような制度なのか等、制度について広く理解を得られるよう、啓発活動を継続して取り組んでまいります。在留外国人が急増し、都市部以外の農村地域でも外国人が見受けられるようになりました。サービス業である、飲食店やコンビニエンスストア等では、留学生のアルバイト雇用が不可欠な状況であると伺っております。現在、我が国が抱える大きな課題として、少子高齢化社会による生産年齢人口の減少による、地方の疲弊が予測されております。ですが都市部から離れた地域では、異文化に対する免疫が薄く、実習生を通じて外国人と初めて接する所も少なくありません。昨年、東北地方の行政関係者と交流する機会があり、意見交換を進める中で、海外人材に関心があるが、地域での受入れをどの様にすれば良いかと、言う地域で海外人材を受け入れられる方策をについて、求められました。地域との関わり合いを大切にする地方においては、異文化に対して理解を得られるきっかけ作りが必要であると認識しました。そこで、地域で開催されるイベントに参加し、異文化を知ってもらえる活動が必要であると、考えます。そこで草の根的な活動となりますが、身近な国際交流事業の一環として、地域活動に積極的に取り組みたいと考えております。当講習センターのある四街道市内での、地域イベントへの参加や、当講習センター周辺の清掃活動実施など、地域住民の皆さんに異文化を身近に感じてもらう活動を実施いたします。また、当法人と交流の深いベトナムのダナン市で開催されている、越日文化交流への参加を含め、前年度より継続している成田市とダナン市の交流支援についても、継続して取り組んでまいります。昨年は実習制度の介護職に関心のある社会福祉法人や社会福祉協議会とお会いする事が多くありました。協議の中で、実習生の受け入れを検討する上で、実習生の出身国や出身地域の行政機関と受け入れる側との自治体で交流があると、安心する。と言った意見もありました。当法人としても、ベトナムのダナン市と同様に、アジア各国の自治体と関係性を構築できるように、取り組んで行きたいと考えております。技能実習に携わる当法人としても、送り出し機関の現状を把握し、実状を知る上でも現地の自治体との関係は重要であると認識しております。そこで、当法人で培った経験と知識を活用し、本年度も幅広い国際交流ができるように事業を推進いたします。

(1) 交流支援活動の実施

当法人では以前より、海外送り出し機関やベトナムのハノイ市やダナン市といった行政庁と関係を構築してまいりました。公益の認定を頂いた事により、行政関係者からの更なる信頼をいただき、より深い関係の構築を進めております。2年前より取組んでいる「成田市」と「ダナン市」の交流支援活動については、ダナン市で開催される「越日交流フェスティバル（以下「フェスティバル」）」へ成田市が参加するお手伝いを実施しております。成田市として2回目となるフェスティバル参加ですが、成田市の表敬訪問時の通訳スタッフの手配等をして、交流がスムーズ進むよう取組んでおります。行政間の交流から、市民交流へと発展し、成田市とダナン市の友好が深まる事を望み、今後も実施してまいります。また、前年度から継続している、行政間交流支援事業として、地方の行政関係者からインバウンド効果が薄いため、外国人観光客を誘致するべく、自治体のPRを希望する相談を受けております。また同時に、地域の名産品や生産物を海外に売り込む事も希望しておりますが企画段階であり、現地調査も実施しておらず、実施方法やアプローチの方法などを含めて、現在、当法人と協議を進めております。そこで、当法人としてはダナン市との関係構築を提案しており、本年度中に表敬訪問という形が取れるよう、事業を推進致します。当法人を通じて行政間だけではなく、地域の方々にも異文化交流と相互理解の推進が図れるよう、取組んでまいります。

(2) 親交を深める取組の実施

当講習センターでは、地域との交流を大切に考えており地域交流の取組を進めております。講習内容でも地域コミュニティの大切さと、相互理解を得られるようにマナーやルール、日本の文化について実習生が理解できるように、様々な取り組みを進めています。外国人であるからと言う、誤解を持たれないようトラブルを未然防ぐ事も大切であり、地域とのコミュニケーションを得られるように、実習期間中のモデルケースとして講習センターの生活を過ごして欲しいと考えています。そこで、当法人では当講習センター周辺の清掃活動を実施しています。環境美化の大切さと、ゴミの分別、地域の方々への挨拶や交流方法について、体験を通じて実習生に理解してもらい、地域の方々にも実習制度の理解を深めてもらえる様に実施しており、今後も継続してまいります。また、昨年実施したウォーキング大会については、形式を変えて地域活動への参加という形で実施いたします。当講習センターがある、四街道市での国際交流協会への加入を計画しており、国際交流協会で実施している、イベントに参加する事で、より地域との関わり合いを深めたいと考えております。

(3) 経済団体や企業が海外関係者と交流を持てる機会の実施

当法人の関係する企業や団体の関係者からは、実習生の帰国後の心配をする話を耳に

します。制度の関係上、継続して雇用する事ができず、日本で得た技能や知識を活用できるのか、心配をされています。同様に帰国に際して、母国で働く場所を探して欲しいと、当法人に問い合わせる実習生や受入れ企業の方々からの相談も多く、このような相談を受けるたびに、実習生と受入れ企業の関係がとても良好であったと感じ、嬉しく感じます。しかし、実習制度では帰国後の就職支援は含まれておりません。また、帰国に際しての就職相談もないのが実情です。実習期間は2年間と長く、母国の就職等の情報収集は難しく、方法も限られております。そこで、現地の状況と情報を得られる機会が必要だと考え、送り出し機関の方を日本に呼び、現地の情報について、帰国予定の実習生や受入れ企業の関係者を対象に、情報交換と現地の交流できる機会を設ける事ができる事を考え、準備を進めてまいりました。前年度は在日ベトナム大使館の方の協力をいただき、準備を進めておりましたが、日程調整や送り出し機関のスタッフのビザ等の関係があり、開催できませんでした。そこで当法人としては、交流会の開催は難しいと判断し、当法人で実習生の帰国支援ができる方法について考える必要があると判断しました。当法人が培ったネットワークや信頼を活用し、実習生が安心して帰国できるサポート支援が必要だと考えております。理想としては、実習生が帰国後に技能実習で培った知識や技能を活用できる就職支援ができる体制について、現地調査を含めた準備を進めていきたいと考えております。

4 ポータルサイトの運用と情報発信の実施

当法人では技能実習制度の普及と正しい制度運用を含めた啓発活動の情報発信手段としてWEBを活用しております。インターネットの普及に伴い、世界各国から情報を得られるよう、複数言語に対応したホームページ「アジプラ」の運用を実施しております。運用当初は、広告収入による事業収益を見込んでおりましたが、厳しい状態が続いております。アジア各国の情報や実習生の意見交換となる事を期待し、運用をしておりますが、アクセス数が伸びず、当法人としての認識の甘さを痛感しております。しかし、WEBを活用した情報発信は継続したいと考えており、経費削減の意味からも「アジプラ」を閉鎖し、当法人のホームページのみで、必要となる情報を精査して、情報発信を進める方向で検討をしております。また、実習生の実態調査で判明した、在留外国人の出身国によるWEBコミュニティの存在もあることから、実習生が間違った情報に騙されない様、当法人のホームページの効果的な活用を進めてまいります。

以上